明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（機構が行う収納について準用する厚生年金保険法の規定の読替え）

第十条　法第二十二条第二項の規定により厚生年金保険法第百条の十一第二項から第六項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百条の十一第二項	前項	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第二十二条第一項
	行う機構	行う日本年金機構（以下「機構」という。）
第百条の十一第三項	第一項	特例法第二十二条第一項
	保険料等	特例納付保険料（特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料をいう。第六項において同じ。）及び延滞金
第百条の十一第五項	前二項	特例法第二十二条第二項において準用する前二項
第百条の十一第六項	前各項	特例法第二十二条第一項及び同条第二項において準用する第二項から前項まで
	第一項	同条第一項
	保険料等	特例納付保険料及び延滞金

（特例納付保険料及び延滞金の収納期限）

第十一条　機構において国の毎会計年度所属の特例納付保険料及び延滞金を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

（機構による収納手続）

第十二条　機構は、特例納付保険料及び延滞金につき、法第二十二条第一項の規定による収納を行ったときは、当該特例納付保険料及び延滞金の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該収納を行った旨を年金特別会計の歳入徴収官に報告しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（帳簿の備付け）

第十三条　機構は、収納職員による特例納付保険料及び延滞金の収納並びに当該収納をした特例納付保険料及び延滞金の日本銀行への送付に関する帳簿を備え、当該特例納付保険料及び延滞金の収納及び送付に関する事項を記録しなければならない。

（厚生労働省令への委任）

第十四条　第八条から前条までに定めるもののほか、法第二十二条の規定により機構が行う収納について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（統計法施行令の一部改正）

第五十一条　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「日本中央競馬会」の下に「、日本年金機構」を加える。

第十三条第三項第一号中「社会保険庁長官又は」を削り、同項第二号中「社会保険庁長官及び」を削る。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第五十二条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六十三　日本年金機構

第三十条に次の一号を加える。

二十七　日本年金機構

別表第一厚生労働省の項中

「都道府県労働局
社会保険庁（社会保険大学校、社会保険業務センター及び地方社会保険事務局を除く。）
中央労働委員会に置かれる事務局」

を

「都道府県労働局
社会保険庁地方社会保険事務局
中央労働委員会に置かれる事務局」

に改める。

別表第二社会保険庁社会保険大学校　社会保険業務センター　地方社会保険事務局の項を削る。

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第五十三条　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一号を加える。

二十七　日本年金機構

（標準的な官職を定める政令の一部改正）

第五十四条　標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄中「、地方社会保険事務局」を削る。

（総務省組織令の一部改正）

第五十五条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の二を削る。

附則第三条の三第二項を削り、同条を附則第三条の二とする。

附則第十一条の二及び第十一条の三を削り、附則第十一条の四を附則第十一条の二とする。

附則第二十条及び第二十一条を次のように改める。

第二十条及び第二十一条　削除

（年金記録確認第三者委員会令の一部改正）

第五十六条　年金記録確認第三者委員会令（平成十九年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「関係行政機関の長」の下に「又は日本年金機構」を加える。

（年金業務・社会保険庁監視等委員会令の廃止）

第五十七条　年金業務・社会保険庁監視等委員会令（平成十九年政令第二百十三号）は、廃止する。